

- (注1) 本条文は、アメリカ合衆国政府のホームページ (<https://www.state.gov/documents/organization/122074.pdf>) からダウンロードした「Agreement Between the United States of America and the Republic of Iraq On the Withdrawal of United States Forces from Iraq and the Organization of Their Activities during Their Temporary Presence in Iraq」を沖縄県が翻訳したものである。
- (注2) 本条文の日本語訳について、ホームページや書籍等への転載に関しては、沖縄県に対する許可申請等は不要とする。転載に当たっては、事実関係の確認等は転載者の責任において行うこと。

アメリカ合衆国とイラク共和国との間のイラクからの合衆国軍隊の撤収及び 暫定駐留とその活動に関する合意

序文

アメリカ合衆国及びイラク共和国（以後、両当事国とする）は、

合同安全保障を強化すること、世界平和及び安定に寄与すること、イラク共和国においてテロと戦うこと、安全保障及び防衛面で協力をすること、それによりイラク共和国の主権、治安、領土の保全、そしてその民主的連邦立憲政体に対する武力侵略及び脅威を阻止することの重要性を認識し、

これらの協力が、国際連合憲章の目的と原則に従い、両当事国の主権に対する尊重に基づくことを確認し、

共通の理解を得て相互の協力を強化するという意思のもと、

イラク領土、水域及び空域の主権を侵害せず、

対等な主権・独立国の共同的取り組みに基き、

次に掲げる条項によりこの合意を締結する。

第1条 範囲と目的

本合意は、米軍の暫定駐留とその活動、イラクからの撤収を規定する主要条項や要件を定める。

第2条 用語の定義

- 1 「提供施設及び区域」とは、本合意の有効期間中に合衆国軍隊により使用されるイラク共和国政府所有の施設及び区域をいう。
- 2 「合衆国軍隊」とは、イラク領土に存在する合衆国軍、軍属及び全ての所有物、装備、機材から成る組織のことをいう。
- 3 「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国の陸軍、海軍、空軍、海兵隊及び沿岸警備隊の人員のことをいう。
- 4 「軍属」とは、米国国防総省に雇用されている文民のことをいう。イラク共和国に通常居住する者を除く。
- 5 「合衆国受託業者」及び「合衆国受託業者の雇用人」とは、イラク共和国国民ではない者及びイラク共和国以外の国の法人並びにその法人の雇用人で、合衆国あるいは第三国の国籍を有し、イラク共和国に滞在し合衆国軍隊に対し又は代わって物品、役務及び警備を提供する契約、あるいは下請け契約を合衆国軍隊と直接的又は間接的に結ぶ者をいう。ただし、イラク共和国に通常居住する者、イラク共和国の法人組織を除く。
- 6 「公用車両」とは、安全上の理由から改良された商用車両で、基本的に様々な道路状況での移動が可能であり、人員移動に指定された車両のことをいう。
- 7 「軍用車両」とは、戦闘活動が本来の目的として指定されている全種類の合衆国軍車

両のことで、該当する合衆国軍隊の指示及び規定に基づいた特別な識別数字や記号などを表示する車両のことをいう。

- 8 「防衛装備」とは、本合意の下にある活動のため合衆国軍隊が必要とする、通常戦争のみに使用されるシステム、武器、物資、装備、軍需品及び機材のことで、直接的にも間接的にも大量破壊兵器（化学兵器や核兵器、放射能兵器、生物兵器及びそれらの廃棄物）と関連しないものをいう。
- 9 「格納」とは、本合意の下にある活動のため合衆国軍隊が必要とする防衛装備の保管のことをいう。
- 10 「租税公課」とは、イラク共和国政府、その機関及びイラク共和国の法律・規定の下にある行政区域により課せられるあらゆる種類の税（関税を含む）及び費用のことをいう。合衆国軍隊がイラク共和国政府、その機関及びイラク共和国の当局行政区域に対し役務を依頼し、又は役務の提供を受けた際の費用は除く。

第3条 法律

- 1 本合意に基く軍事活動を行う際、イラク共和国の法律や習慣、伝統、因習を尊重し、本合意の精神と趣旨に反する行動を控えることは合衆国軍隊の構成員と軍属の義務である。この目的のため、合衆国は必要な全ての措置をとる義務を負う。
- 2 合衆国軍隊は、イラク共和国政府との取極めを含む、該当するイラク共和国の法律や規定に基づく場合を除き、合衆国軍隊の構成員及び軍属を除くその他の人員を、本合意の下にある車両、船舶及び航空機によりイラク共和国内へ移送又はイラク共和国外へ移送してはならない。

第4条 任務

- 1 イラク共和国政府は、イラク共和国の治安と安定を維持するため、アルカイダやその他のテロ組織、非合法組織及び前政権の残党に対する任務実行における協力を含む一時的支援を合衆国軍隊に要請する。
- 2 本合意に基く全ての軍事活動は、イラク政府との合意の下実行されるものとする。これらの活動は、イラク共和国当局と十分な調整の下行うものとする。その全ての軍事活動は、本合意に基き設置される合同軍事調整委員会の監督の下で行うこととする。提起された軍事活動に関する問題点等を、合同軍事調整委員会において解決できない場合、合同閣僚委員会に送致するものとする。
- 3 これらの全ての活動は、イラク共和国憲法及び法律を尊重し行うものとする。活動の実行において、イラク政府の定義するイラク共和国の主権及び国益を侵害してはならないものとする。イラク共和国の法律、慣習、伝統と該当する国際法を尊重するのは合衆国軍隊の義務である。
- 4 両当事国は、相互に同意する場合、訓練、装備、支援、供給及びイラク共和国治安部隊の輸送、居住設備、物資などの兵站支援体制の設立及び改善を含む、イラク共和国の治安維持能力の強化のため、これまでの取り組みを継続するものとする。
- 5 両当事国は、イラク共和国内において国際法に定義された正当防衛の権利を保持する。

第5条 財産所有権

- 1 提供施設及び区域に所在する、合衆国軍隊が使用、建設、改造、改修した建物を含む全ての建造物及び移動不可能な構造物並びに地上に連結した組立物は全てイラク共和国が所有する。

- 2 撤収の際、合衆国軍隊は2つのリストに基づき、合衆国戦闘部隊のための全ての提供施設及び区域をイラク共和国政府へ返還するものとする。最初のリスト内の提供施設及び区域の返還は、本合意の発効に伴い効力を有するものとする。第2リストの発効は、戦闘部隊が都市や村、その他の地域から撤収する2009年6月30日以前とする。イラク共和国政府は本合意のために必要とする施設の合衆国軍隊による使用を、合衆国軍隊の撤収に際して許可することができるものとする。
- 3 合衆国は、排他的使用の提供施設及び区域での建設や改造、改修にかかる全ての費用を負担するものとする。合衆国軍隊は、これらの建設や改造、改修に関してイラク共和国政府と協議するものとし、主要な建設や改造はイラク共和国政府の承認を得なければならない。提供施設及び区域が両国間で共同使用される場合、両当事国は、建設や改造、改修にかかる費用を比例して負担するものとする。
- 4 合衆国が排他的使用の提供施設及び区域において要請し、受けた役務にかかる費用は合衆国の負担とするものとし、両当事国が共同使用の提供施設及び区域において要請し、受けた役務にかかる費用は、両国間で比例して負担するものとする。
- 5 提供施設及び区域内で歴史的、文化的遺跡や戦略的資源が発見された場合、全ての建設工事や改良、修正作業は即時中止し、合同委員会に通知し、合同委員会のイラク代表側が適切な措置を決定するものとする。
- 6 合衆国は、合同委員会により定められた方法及び優先順位に従い、提供施設及び区域、並びに本合意の期間中に建設、設置した全ての移動不可能な構造物、組立物をイラク共和国へ返還するものとする。これらの提供施設及び区域はイラク共和国政府に債務や財政負担なしで引き渡されるものとする。
- 7 合衆国軍隊は、遺産的、道徳的、政治的に重要性がある提供施設及び区域、並びにそれらに所在する移動不可能な構造物やそこに建設、設置した組立物を合同委員会により定められた方法及び優先順位、並びに互いに合意した期間に従い、イラク共和国政府に債務や財政負担なしに引き渡すものとする。
- 8 合衆国軍隊は、本合意の有効期間の満了又は終了時、あるいは両当事国の合意がある場合はそれ以前に、又は合同軍事調整委員会が施設等の必要がないと判断した際に、提供施設及び区域をイラク共和国政府に債務や財政負担なしに返還するものとする。
- 9 合衆国軍隊及び合衆国受託業者は、本合意に関連して合法的にイラク領土へ持ち込み又はイラク領土において合法的に入手した全ての装備、機材、物資、移動可能な構造物及びその他の移動可能な財産の所有権を保持するものとする。

第6条 提供施設及び区域の使用

- 1 イラク共和国の主権を尊重し、又、本合意に基く両当事国の意見交換の一貫として、イラク共和国は、合衆国軍隊、合衆国受託業者、合衆国受託業者の雇用人及び両当事国が合意したその他の個人又は団体に対し、提供施設及び区域への立入と使用を認めるものとする。
- 2 本合意に従い、イラク共和国は、合衆国軍隊に対し、提供施設及び区域内において、それらの設置、使用、維持、安全の確保に必要な権利及び権限の行使を承認する。共同使用の提供施設及び区域内における権利及び権限の行使については両当事国間で調整、協力の下行うものとする。
- 3 合衆国軍隊は、その排他的使用の提供施設及び区域への立入を管理するものとする。共同使用の提供施設及び区域への立入の管理は、両当事国で調整し、合同軍事調整委員会により定められた方法に基き行うものとする。両当事国は、合同軍事調整委員会を通じて、提供施設及び区域付近の警備任務を調整するものとする。

第7条 防衛装備の設置と保管

合衆国軍隊は、本合意に基づく軍事活動に必要とされる防衛装備、物資、資材を提供施設及び区域、又は両当事国間で合意されたその他の一時的な指定区域に保管することができる。これらの装備の使用及び保管は、本合意第4条に基づく合衆国軍隊によるイラク共和国での暫定軍事活動に相応しいものとし、大量破壊兵器（化学兵器、核兵器、放射能兵器、生物兵器及びそれらの廃棄物）と直接的にも間接的にも関連しないものとする。イラク共和国において所有し保管する合衆国軍隊の防衛装備の使用及び移動は合衆国軍隊の管理の下にあるものとする。合衆国軍隊は、爆発物や弾薬類の保管庫は住宅地域付近に設置しないことを保証し、又、住宅地域付近に保管されている場合、これらを移動するものとする。合衆国は、これら保管品の種類と数量に関する重要な情報をイラク共和国政府に提供するものとする。

第8条 環境保全

両当事国は、本合意を自然環境の保護及び人間の健康と安全の保護と両立するよう履行するものとする。合衆国は、本合意履行のための政策執行過程で、該当するイラク共和国の環境法及び規則、並びに規範を遵守する責務を再確認する。

第9条 車両及び船舶、航空機の移動

- 1 本合意履行のため、合衆国軍隊が操縦し、又はその時点で合衆国軍隊が排他的に使用する車両及び船舶は、関連する陸上及び海上の安全・通行規定を尊重し、イラク領土への出入及び領土内における移動ができる。合同軍事調整委員会は、車両の移動を円滑化し、規制するための適切な手続き及び規則を作成するものとする。
- 2 合衆国政府所有の航空機及びその時点で合衆国国防総省との契約のみに基づき活動している民間航空機は、関連する飛行及び航空の安全規制を尊重し、本合意の履行を唯一の目的とした、イラク領土の上空飛行、空中給油の実施及びイラク領土内での離着陸を許可される。イラク共和国当局は、毎年、上記の航空機の本合意の履行を目的としたイラク領土内での離着陸許可を与えるものとする。合衆国政府所有の航空機及びその時点で合衆国国防総省との契約のみに基づき活動している民間航空機、合衆国政府所有の船舶及び車両には合衆国軍隊当局の同意なしに人員を搭乗、乗車させてはならないものとする。これらの移動に関しては、合同小委員会において適切な規制を促進するものとする。
- 3 イラク共和国空域の監視及び管制は、本合意の発効後直ちに、イラク共和国当局へ移譲するものとする。
- 4 イラク共和国当局は、合衆国軍隊に、イラク共和国空域の監視及び管制任務に際して一時的な支援を要請することができる。
- 5 合衆国政府所有の航空機及びその時点で国防総省との契約のみに基づき活動している民間航空機は、上空通過料、航行料、政府管理の飛行場における着陸及び駐機料を含む租税公課の支払い義務はないものとする。合衆国軍隊が所有もしくは操作し、又はその時点で合衆国軍隊が排他的に使用する車両及び船舶は、政府管理の港における船舶の場合を含め、租税公課の支払い義務はないものとする。これらの車両、船舶及び航空機のイラク共和国内での登録要件は免除されるものとする。
- 6 合衆国軍隊は、役務を要請し、受けた際の費用を支払うものとする。
- 7 各当事国は互いに、イラク領土や海域において、移動を妨げ、もしくは危うくする地雷・機雷の敷設域、その他の障害が所在する位置を記した地図及び関連する情報を提供するものとする。

第10条 契約手続

合衆国軍隊は、イラク共和国内における建設及び建築物にかかる役務を含む資材及び他の役務の購入にあたっては、合衆国法に基づき、受託業者を選定し、契約を締結することができる。合衆国軍隊は、イラク共和国内の物資供給業者や役務提供業者が競争的価格で入札し、最良である場合、可能な限りイラク共和国内の業者と契約するものとする。合衆国軍隊は、イラク共和国内の物資供給業者や受託業者との契約に際しては、イラク共和国法を尊重し、その物資供給業者や受託業者の名称及び当該契約の総額をイラク共和国当局へ提供するものとする。

第11条 役務及び通信

- 1 合衆国軍隊は、関連する合同小委員会を通じたイラク共和国当局との調整の下、提供施設及び区域に電力、水及びその他の役務を生産し、供給することができる。
- 2 全ての周波数は、イラク共和国政府の所有のものである。関連するイラク共和国当局は、合同軍事調整委員会を通じた両当事国の調整の下、合衆国軍隊に周波数を割り当てるものとする。合衆国軍隊は、割り当てられた周波数を使用した後、本合意の終了までに返還するものとする。
- 3 合衆国軍隊は、イラク共和国憲法及び法律を尊重しつつ、電気通信システムの全運用能力の確実な保持のために必要な手段、独自のシステムを使用する権利を含む、1992年の国際電気通信連合憲章に記されている「電気通信」の定義に従い、独自の通信システムを使用するものとする。
- 4 合衆国軍隊は、本合意履行のため、行政上及びその他関連費用を含む、通信電波や現存又は将来の周波数にかかる費用の支払いを免除されるものとする。
- 5 合衆国軍隊は、本合意第4条に基づき実行される実際の戦闘活動の場合を除き、本合意の履行を唯一の目的として、提供施設及び区域外に設置する通信設備計画に関しては、イラク共和国政府の同意を得なければならないものとする。
- 6 合衆国軍隊は、本合意の履行を唯一の目的として電気通信システムを使用するものとする。

第12条 裁判権・管轄権

イラク領土内において刑事及び民事法令を決定及び執行するイラク共和国の主権を認め、第4条に規定されるイラク共和国から合衆国軍隊への暫定支援要請を踏まえ、さらに合衆国軍隊及び軍属のイラク共和国法、伝統、慣習及び因習を尊重する義務を考慮し、両当事国は以下を合意する。

- 1 イラク共和国は、本条第8項に基づいて列挙される計画的重犯罪について、提供施設及び区域外で、かつ公務外に犯された場合、合衆国軍隊の構成員及び軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有するものとする。
- 2 イラク共和国は、合衆国受託業者及び合衆国受託業者の雇用人に対し、裁判権を行使する第一次の権利を有するものとする。
- 3 合衆国政府は、提供施設及び区域内で発生した問題、又は提供施設及び区域外で、かつ公務中の場合、又は本条第1項に記されていない状況の場合、合衆国軍隊の構成員及び軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有するものとする。
- 4 両当事国は、正当な司法手続を確保するために、いずれか一方の要請がある場合、事件の捜査及び証拠などの収集や交換に際し、相手当事国を支援するものとする。

- 5 イラク共和国当局により逮捕もしくは拘束された合衆国軍隊の構成員及び軍属に関しては、直ちに合衆国軍隊当局に通知し、逮捕もしくは拘束後24時間以内に合衆国軍隊当局に身柄を引き渡すものとする。本条第1項に基づき、イラク共和国側が裁判権を行使する権利を有する場合、合衆国軍隊の構成員や軍属である被告人の身柄は合衆国軍隊当局が有するものとする。合衆国軍隊当局は、捜査及び裁判に際し、イラク共和国当局の求めに被告人を応じさせるものとする。
- 6 それぞれの当事国当局は、特定事件について第一次裁判権の放棄を相手当事国に要請できる。イラク共和国政府は、犯罪容疑の発覚から21日以内に裁判権の行使の重要性につき判断し、合衆国側に書面で通知した場合に限り、本条第1項に基づく裁判権を行使する事に同意する。
- 7 合衆国側が本条第3項に基づき裁判権を行使する場合、合衆国軍隊の構成員及び軍属は、合衆国憲法及び法律に従った適正手続き及び保護を受ける権利を有するものとする。本条第3項から生起する犯罪事件に関わる被害者が合衆国軍隊の構成員や軍属ではない場合、両当事国は合同委員会を通じ手続きを定め、被害者に対し、犯罪の捜査状況、容疑者の起訴、裁判の日程及び司法取引の結果、判決の際に発言する機会及び弁護士と事件に関する訴追の話し合いを行う機会、又、本合意第21条に基づく請求に関する支援にかかる適切な情報を提供するものとする。両当事国の相互の合意により合衆国軍隊当局は、このような事件の裁判をイラク共和国国内で行うよう努めるものとする。このような事件の裁判を合衆国で行う場合、被害者が裁判に自ら出席できるよう取り計らうものとする。
- 8 イラク共和国が本条第1項に基づき裁判権を行使する場合、合衆国軍隊の構成員及び軍属は、合衆国及びイラク共和国の法律に従った適正手続き及び保護を受ける権利を有するものとする。合同委員会は、本条施行のため、本条第1項の対象となる計画的重犯罪の列挙、適正手続きと保護の要件を満たす手続きを含む手続き及び方法を定めるものとする。本条第1項に基づき裁判権を行使する場合、これら定められた手続き及び方法に基づいてのみ進行できるものとする。
- 9 本条第1項及び第3項に基づき、合衆国軍隊当局は犯罪容疑が公務中に行われたものか否かを証明するものとする。イラク共和国当局が、その判断の見直しが必要と考える場合には、直ちに合同委員会を通じて両当事国間で協議し、合衆国軍隊当局はその判断に関連してイラク共和国当局が提示する事実、状況及びその他の情報を十分に考慮するものとする。
- 10 両当事国は本条の条文について、イラク共和国の治安状況、イラク共和国内における合衆国軍隊の軍事的活動範囲、イラク法体系の成長と発展、合衆国とイラク共和国での法改正に配慮し、提案があった改定を検討するなど6ヶ月毎に見直しを行うものとする。

第13条 武器の携帯及び服装

合衆国軍隊の構成員及び軍属は、イラク共和国国内に滞在中、命令により与えられた権限及び要件や任務に応じ合衆国政府所有の武器を保有又は携帯することができる。さらに、合衆国軍隊の構成員はイラク共和国内における任務中、軍服を着用することができる。

第14条 出入国

- 1 本合意履行のため、合衆国軍隊の構成員及び軍属は公的な出入国地点において、合衆国より発行された身分証明書と旅行命令書のみでイラク共和国に入国し、イラク共和国から出国できる。合同委員会は、関連するイラク共和国当局が行う確認の方法及び手順を策定するものとする。
- 2 イラク共和国当局は、提供施設及び区域から直接イラク共和国へ入国、又はイラク共

和国から出国する合衆国軍隊の構成員及び軍属の名簿を検査、検証する権利を有するものとする。それらの名簿は、合衆国軍隊よりイラク共和国当局へ提出されるものとする。本合意履行のため、合衆国軍隊の構成員及び軍属は合衆国より発行された身分証明書のみで提供施設及び区域からイラク共和国に入国し、イラク共和国から出国できる。合同委員会は、これらの書類の有効性を検査し、確認する方法及び手順の策定をするものとする。

第15条 輸入及び輸出

- 1 本合意の履行を唯一の目的として、合衆国軍隊と合衆国受託業者は、同軍隊と同受託業者により輸入され、もしくは持ち込まれた物が、本合意の発効日現在、イラク共和国で禁止されていないという条件の下、装備、物資、資材及び技術の輸入、輸出（イラク共和国で購入された品目）、再輸出、輸送及び使用をイラク共和国で行うことができる。当該品目の輸入、再輸出、輸送及び使用において、検査、許可、もしくは他の規制の対象とならないものとし、又、第2条第10項で定義される、イラク共和国で通常課される税金、関税、その他の課徴金を課されることはないものとする。合衆国軍隊当局は、当該品目を本合意履行の唯一の目的として使用するために、合衆国軍隊もしくは合衆国受託業者によって輸入されていることを示す適切な証明書をイラク共和国の関係当局に発行するものとする。イラク共和国当局は、入手された治安情報に基づき、内容物を確認するため、輸入された物品が入っているあらゆる容器をイラク共和国当局立ち会いの下で開示するよう、合衆国軍隊に要請する権利を有する。その要請の際、イラク共和国当局は、合衆国軍隊の治安要件を尊重するものとし、又、合衆国軍隊から要請がある場合、合衆国軍隊の使用する施設の中で内容物の確認を行うものとする。合衆国軍隊及び合衆国受託業者によるイラク共和国の物品の輸出は、許可の確認以外は、検査、もしくは他の規制の対象とならないものとする。合同軍事調整委員会は、合衆国軍隊が本合意履行の目的のためにイラク共和国で購入した物品の輸出に関し、イラク共和国の法律に基づく許可手続きを円滑化するため、イラク共和国貿易省と協力するものとする。イラク共和国は、本条項から生じるあらゆる事項について再検討を要求する権利を有する。両当事国は、その様な場合、合同委員会、又は、必要に応じて、合同閣僚委員会を通じて、直ちに協議するものとする。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属は、消費もしくは個人の使用を目的として、個人の所持品や器具のイラク共和国への持ち込み、再持ち出し及び使用ができる。こうした物品のイラク共和国への持ち込み、イラク共和国からの再持ち出し、移動及び使用は、許可、その他の規制の対象とならないものとし、第2条第10項で定義される、イラク共和国で通常課される税金、関税、その他の課徴金を課されないものとする。持ち込まれる物品の量は、個人の使用目的にあった適正かつ相応しいものとする。合衆国軍隊当局は、イラク共和国にとり文化的もしくは歴史的に重要な物品又は物資が持ち出されないよう手段を講じる。
- 3 本条第2項に基づくイラク共和国当局による物品に対するあらゆる検査は、合同委員会において合意された場所、かつ合同委員会により定められた手続きに従い、早急に行なわなければならない。
- 4 本合意に従い、関税や手数料が課されずに持ち込まれる物品は、免税もしくは特別輸入特権の対象とならない個人や団体に販売される際には、第2条第10項に定義される税金、関税及び手数料、もしくはイラク共和国での販売の際に算定されるその他の手数料の対象とならないものとする。その様な税金と手数料（関税を含む）は、販売される物品の譲受人により支払われるものとする。
- 5 本条各項で言及されている物品は、商用目的で輸入又は使用されてはならない。

第16条

税金

- 1 イラク共和国領内で額が決定、賦課される、第2条第10項で定義された税金、関税又は手数料は、イラクに駐留する合衆国軍隊もしくは合衆国軍隊の代理により、公的使用のために購入される物品や役務、又は合衆国軍隊の代理によりイラク共和国で既に購入された物品や役務には課されないものとする。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属は、自ら要請して受け取った役務の見返りである場合を除き、イラク共和国領内で額が決定、賦課されるあらゆる税金、関税及び手数料を支払う責任を負わないものとする。

第17条 免許又は許可

- 1 合衆国当局により、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びに合衆国受託業者の雇用人に発行される有効な運転免許証は、イラク共和国当局に承認されると見なされるものとする。運転免許保持者は、イラクに駐留する合衆国軍隊所属の車両、船舶及び航空機を運転、操縦するための試験及び手数料の対象とならないものとする。
- 2 合衆国当局により、イラク共和国領内で個人の自動車を運転するために、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びに合衆国受託業者の雇用人に発行される有効な運転免許証は、イラク共和国当局に承認されると見なされるものとする。免許保持者は、試験及び手数料の対象とならないものとする。
- 3 合衆国当局により、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びに合衆国受託業者の雇用人に発行されるあらゆる専門業務の免許は、イラク共和国当局により有効であると見なされるものとする。但し、この場合、両当事国の合意に基づき、専門業務の免許が、合衆国軍隊、軍属、合衆国受託業者及び合衆国受託業者の雇用人の公務に基づく業務、又はそれらの者を支援する契約に関することが条件となる。

第18条 公用車両及び軍用車両

- 1 公用車両は、両当事国で合意されるイラク共和国発効の公式なライセンスプレートを表示するものとする。イラク共和国当局は、合衆国軍隊当局の要請により、イラク共和国軍の手続きに基づき、合衆国軍隊の公用車両に登録プレートを手数料なしで発行するものとする。合衆国軍隊当局は、これらのプレートの費用をイラク共和国当局に支払うものとする。
- 2 合衆国当局が合衆国軍隊の公用車両に発行する有効な登録証とライセンスは、イラク共和国当局によって承認されると見なされるものとする。
- 3 合衆国軍隊のみにより使用される軍用車両は、登録証とライセンスの要件を免除される。又、これらの軍用車両には、車体に識別番号を明確に表示するものとする。

第19条 支援活動役務

- 1 合衆国軍隊もしくは合衆国軍隊を代理する者は、提供施設及び区域内における活動及び団体の立ち上げと管理を行う義務を引き受け、これらの活動及び団体を通じて、合衆国軍隊の構成員、軍属、合衆国受託業者及び合衆国受託業者の雇用人に役務を提供できる。これらの活動や団体には、軍事郵便局、金融サービス、食料品販売店、医療、その他の物品・役務、並びにラジオ放送を含む娯楽及び通信サービスを提供する様々な場が含まれる。これらの役務の開始は、許可を必要としない。
- 2 提供施設及び区域を越えて及ぶ放送、メディア及び娯楽サービスは、イラク共和国の

法律の適用対象になるものとする。

- 3 支援活動役務の利用は、合衆国軍隊の構成員、軍属、合衆国受託業者、合衆国受託業者の雇用人及び利用が合意されたその他の者や団体に限られるものとする。合衆国軍隊当局は、上記の活動によって提供されるサービスの不適切な利用を防ぎ、かつ、これらの団体の利用を認められていない者やこれらのサービスを楽しむことが認められていない者による不適切な利用、及び上記の物品や役務の販売もしくは再販売を防ぐために、適切な措置を講じるものとする。合衆国軍隊は、許可を受けた受信者への放送及びテレビ番組を決定する。
- 4 本条における役務支援団体や活動には、本合意15条及び16条で認められた免除を含む、合衆国軍隊に認められたものと同様の財務及び関税上の免除が認められるものとする。役務を提供するこれらの団体及び活動は、合衆国の法令に従って運営・管理される。これらの団体及び活動は、運営に伴う活動にかかる税金やその他手数料を徴収又は支払う義務を負わないものとする。
- 5 軍事郵便局を通じて送られる郵便物は、電子機器による検査を受けることのある業務外郵便物を除いて、合衆国軍隊当局による証明を受けることとし、イラク共和国当局の検査、捜査及び押収を免除されるものとする。本項を適用する中で生じる問題は、関係合同小委員会で扱われ、又両当事国の合意によって解決されるものとする。関係合同小委員会は定期的に合衆国軍隊当局による軍の郵便物に対する確認方法を検査するものとする。

第20条 通貨及び外国為替

- 1 合衆国軍隊は、本合意履行を唯一の目的として、あらゆる額の合衆国通貨の現金、又合衆国通貨での額面表示のある金融手段を使用する権利を持つものとする。合衆国軍隊がイラク共和国の通貨や特別銀行を利用する際には、イラク共和国の法律を遵守するものとする。
- 2 合衆国軍隊は、イラク共和国からイラク共和国通貨を持ち出してはならない。又合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員、軍属、合衆国受託業者及び合衆国受託業者の雇用人が、イラク共和国からイラク共和国通貨を持ち出すことがないように手段を講じるものとする。

第21条 請求

- 1 契約から生じる請求を除いて、合衆国とイラク共和国それぞれの当事国は、財産の損傷、損失もしくは破壊に対する損害賠償の請求、又はイラク共和国での公務の遂行に伴い、両当事国の軍人及び軍属に生じる可能性のある負傷や死亡に対する損害賠償を相手当事国に請求する権利を放棄するものとする。
- 2 合衆国軍隊当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属による公務中の作為、不作為又は過失から生じ、又は合衆国軍隊の非戦闘活動に付随する、第三者の実体損害にかかる請求の解決に際し、適正で妥当な賠償金を支払うものとする。合衆国軍隊は、公的任務の遂行以外から生じる第三者の実体損害も賠償する。本項の全ての損害賠償金の支払いは、合衆国の法令に従って迅速に行われるものとする。損害賠償金を支払うにあたり、合衆国軍隊当局は、イラク共和国当局が提出する、責任又は損害の程度に関するあらゆる調査報告又は意見を考慮するものとする。
- 3 合衆国とイラク共和国の両当事国は、第1項及び第2項で言及されている事項の見直しが必要とされている場合に、いずれか一方の側から要請がある場合、合同委員会、又は必要に応じて、合同閣僚委員会を通じて直ちに協議するものとする。

第22条 身柄拘束

- 1 イラク共和国の法律及び本合意第4条に従って下されるイラク共和国の決定を通じた場合を除き、合衆国軍隊が身柄拘束又は逮捕を行ってはならない。(但し、合衆国軍隊の構成員及び軍属の逮捕又は身柄拘束に関する場合を除く。)
- 2 合衆国軍隊が、本合意もしくはイラク共和国の法律によって認められている形で、身柄の拘束又は逮捕を行った場合には、24時間以内に、権限を有するイラク共和国当局に引き渡さなければならない。
- 3 イラク共和国当局は、指名手配中の者を身柄拘束又は逮捕する際に、合衆国軍隊の支援を要請することができる。
- 4 本合意の発効に伴い、合衆国軍隊は、身柄を拘束している全ての者に関する利用可能な情報をイラク共和国政府に提供するものとする。権限を有するイラク共和国当局は、引き渡しを望む身柄拘束者の逮捕状を発行するものとする。合衆国軍隊は、イラク共和国政府の有効な逮捕状に基づき、その身柄拘束者の引き渡しに際し、イラク共和国に十分かつ効果的な協力を行うものとする。又、合衆国軍隊は、イラク共和国政府から解放を望まない旨の要請があり、かつ本合意第4条に基づく場合を除いて、安全かつ適正な方法で、残り全ての身柄拘束者を解放するものとする。
- 5 合衆国軍隊は、第4条に基づいて行われる実際の戦闘活動の場合を除き、イラク共和国政府側の司法令状及びイラク共和国政府との十分な調整がある場合以外には、住宅又はその他の不動産の搜索をしてはならない。

第23条 実施

本合意の実施及び解釈と適用から生じる争いの解決は、以下の機関に権限を付与するものとする。

- 1 合同閣僚委員会は、両当事国が決めた閣僚級の参加者で設置されるものとする。合同閣僚委員会は、本合意の解釈と実施に重要となる問題を扱うものとする。
- 2 合同閣僚委員会は、両当事国の代表者で構成される合同軍事調整委員会を設置するものとする。合同軍事調整委員会は、両当事国で選ばれた者が共同議長を務めるものとする。
- 3 合同閣僚委員会は、又、両当事国が選ぶ者で構成される合同委員会を設置するものとする。合同委員会は、両当事国が選ぶ者が共同議長を務めるものとし、合同軍事調整委員会の専管事項以外で、本合意に関連する全ての事項を扱うものとする。
- 4 合同委員会は、本条第3項に従い、本合意の下で生じる問題を、その権限に応じて検討する、様々な分野の合同小委員会を設置するものとする。

第24条 イラク共和国からの合衆国軍隊の撤収

イラク治安部隊の実績と能力向上を認め、同部隊が治安維持の責任を完全に引き継ぐことにより、又、合衆国とイラク共和国の強固な関係に基づき、以下の合意が結ばれた。

- 1 全ての合衆国軍隊は、2011年12月31日までに、イラク共和国全領土から撤収するものとする。
- 2 合衆国軍隊の全戦闘部隊は、イラク治安部隊がイラク共和国の各州でそれぞれ治安維持の責任を完全に引き受けるまでに、都市や村、その他の地域から撤収するものとする。この撤収は、2009年6月30日までに完了することを条件とする。
- 3 本条第2項に基づき撤収する合衆国軍隊の全戦闘部隊は、同項で定められた期限前に

合同軍事調整委員会によって指定される、都市や村、その他の地域以外にある提供施設及び区域に駐留するものとする。

- 4 合衆国は、合衆国軍隊がイラク共和国から撤収することを、いかなる時点でも要請できるイラク共和国政府の主権を認める。又、イラク共和国政府は、いかなる時点でも合衆国軍隊をイラク共和国から撤収させる合衆国の主権を認める。
- 5 両当事国は、合衆国軍隊の規模を、決定された期間内に削減する方法及び取り決めを定めることに合意する。又、両当事国は、合衆国軍隊が駐留する場所に関する合意を行うものとする。

第25条

イラク共和国に対する国連憲章第7章の適用を終了させる手段

イラク共和国政府が、2008年12月31日に効力を失う国連安全保障理事会決議第1790号（2007年）による、国連憲章第7章に基づく多国籍軍への権限付与と活動委任の更新を要請しない権利を認め、

国連安全保障理事会決議第1790号に添付されている、2007年12月7日にイラク共和国首相から、又、12月10日に合衆国国務長官から国連安全保障理事会へそれぞれ送られた書簡に着目し、

合衆国大統領とイラク共和国首相が2007年11月26日に調印した、上記の多国籍軍への活動委任を最終延長してその期限を2008年12月31日までとするイラク共和国の要請を記す、長期協力友好関係に向けた原則宣言の第3項に着目し、

加えて、イラク共和国の目覚ましくかつ良好な発展を認識し、又、1990年に国連安全保障理事会が決議第661号を採択した頃とはイラク情勢が根本的に異なることに着目し、特にイラク共和国政府がもたらす国際社会の平和と安全に対する脅威がもはや存在しないことに着目して、両当事国は、決議第1790号による国連憲章第7章に基づく多国籍軍への活動委任と権限付与を2008年12月31日に終了させることに伴い、イラク共和国が国連安全保障理事会決議第661号（1990年）以前の法的・国際的地位に戻ることを確認する。又、両当事国は、イラク共和国が2008年12月31日までに多国籍軍への活動委任と権限付与を終わらせるために必要な手段を取れるよう、合衆国が最大限の支援を行うものとすることを確認する。

第26条

イラク共和国の資産

- 1 イラク国民に対する必要不可欠な役務を提供しつつ、経済インフラの再建による国家経済の継続的な発展をイラク共和国が行えるようにするため、又、石油、ガス並びにその他のイラク共和国の資源から得られる収入を確保し、さらにイラク開発基金を含む海外の金融・経済資産を保全するため、合衆国は、次に掲げる事項に対して最大限努力するものとする。
 - a. 前政権の政策から生じた国際的な債務の免除を受けられるようイラク共和国を支援する。
 - b. 国連安全保障理事会が定めたイラク共和国への賠償義務を含め、前政権から引き継いだ未払いの賠償金支払いの包括的・最終的解決を達成するためにイラク共和国を支援する。
- 2 イラク共和国の前政権が犯した行為に基づく請求に関するイラク共和国の懸念を認識し、かつ理解した上で、合衆国大統領は、自らの権限を行使して、イラク共和国が利益を有するイラク開発基金やその他の資産を合衆国の司法手続きから保護してきた。合衆

国は、イラク共和国資産の継続的な保護とこうした請求に関して、今後も十分かつ積極的にイラク共和国政府と共に関与していくものとする。

- 3 イラク共和国で生産される石油、石油製品、天然ガス及びそれらの販売から発生する収益及び債務、並びにイラク開発基金についての決議第1483号（2003年）と決議第1546号（2003年）で定められた保護とその他取り極めを、国連安全保障理事会が延長することを求めるイラク共和国の要請に関して、合衆国大統領からイラク共和国首相へ送られる書簡と合致する形で、合衆国は、イラク共和国への支援を引き続き行っていく。

第27条

安全保障上の脅威に対する抑止力

イラク共和国における治安と安定を強化し、又、国際社会の平和と安定の維持に貢献することを目的として、両当事国は、主権、政治的独立、領土の保全及びイラク共和国憲法に基づく連邦民主制への脅威を抑止するため、イラク共和国の政治的及び軍事的能力を強化するよう積極的に活動するものとする。そのために、両当事国は、以下の事項に合意する。

- 1 イラク共和国の主権、政治的独立、領土の保全、海域、空域、民主制度、並びに選挙で選ばれた機関に対する国内外の脅威もしくは侵攻に際し、かつイラク共和国政府の要請がある場合には、両当事国は直ちに戦略協議を開始するものとする。又、合衆国は、双方が合意した場合、この脅威を抑止するために、外交、経済、軍事その他の手段を含む適切な手段を講じるものとする。
- 2 両当事国は、イラク共和国における軍事・治安機関及び民主的政治機関の強化及び維持に関して、継続して緊密に協力することに合意する。その協力には、双方の合意がある場合、イラク共和国政府の要請により、国内及び国際的なテロ組織や非合法組織と闘うことを目的とした、イラク治安部隊の訓練、装備及び武装に関する協力が含まれる。
- 3 イラク共和国の国土、海域及び空域は、他国への攻撃の出発地点もしくは中継地点にしてはならないものとする。

第28条

グリーンゾーン

本合意の発効に伴い、イラク共和国政府はグリーンゾーンに対する完全な責任を負うものとする。イラク共和国政府は、グリーンゾーンの治安任務に関してイラク共和国当局への限定的かつ一時的な支援を合衆国軍隊に要請できる。この要請に際し、イラク共和国の関係当局は、イラク共和国政府が定める期間、グリーンゾーンの治安について合衆国軍隊当局と共同で活動するものとする。

第29条

実施方法

両当事国は、必要に応じ、個別の実施方法を規定していない条項も含め、本合意の各条項の実施のため、適切な方法を定めるものとする。

第30条

本合意の有効期間

- 1 本合意は、本条第3項の規定に従い、両当事国のいずれか一方が早期に終了させる場合を除き、3年間効力を有するものとする。
- 2 本合意は、両当事国の書面による正式な合意と両国の憲法上の手続きに基づく場合に

のみ改正されるものとする。

- 3 本合意は、一方の当事国による相手当事国に対する、合意を終了させる旨の書面による通知から1年後に終了するものとする。
- 4 本合意は、両当事国それぞれの憲法上の手続きに従い、本合意の発効に必要な両当事国の手続きが完了したことを確認する外交文書の交換後、2009年1月1日より効力を有するものとする。

2008年11月17日にバクダッドにおいて、ひとしく正文である英語及びアラビア語の本合意文書2通に調印がなされた。

アメリカ合衆国のために

イラク共和国のために